津卸商業センター地区地区計画について

名　　称　津卸商業センター地区地区計画

位　　置　津市高茶屋小森上野町及び高茶屋小森町地内

面　　積　約8．1ｈａ

地区計画の目標　津卸商業センター（以下、「当地区」という。）は昭和 47 年に開設された流通団地であり、津市南部の国道 23 号沿線に位置することから交通の利便性が高い地区である。津市都市マスタープランでは住商工複合エリアとして位置付けており、現状の土地利用や今後の土地利用動向、地域の意向を踏まえ、必要に応じ、住工等の混在の整序に努めることとしている。

そこで、地区計画の策定により、当地区の目指すまちづくりに沿わない施設の立地を制限し、土地利用の混在を防止することで、将来にわたる良好な流通団地の環境形成を図ることを目標とする。

土地利用の方針　流通業を主とした事業所の立地を目的とする当地区について、目的外となる施設の立地を制限し、今後も継続して良好な流通団地としての土地利用を図る。

地区施設の整備方針　当地区内には道路が配置されており、道路内にはゆとりや潤いを与える植樹が施されている。また、これらの道路は災害時の避難路としての機能も有しており、これらの機能や環境が損なわれることのないよう、維持・保全を図る。

建築物等の整備方針　建築物の用途の制限を定め、良好な流通団地の環境の形成を図る。

建築物等に関する事項

建築物等の用途の制限（建築してはならない建築物）

1）住宅

2）建築基準法別表第二（い）項第二号に掲げる建築物

3）共同住宅、長屋、寄宿舎又は下宿

4）神社、寺院、教会その他これらに類するもの

5）マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの

6）カラオケボックスその他これに類するもの

7）劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの

8）キャバレー、料理店その他これらに類するもの

9）畜舎

10）火葬場、と畜場、ごみ焼却場

11）墓地、埋葬等に関する施設（付属施設を含む）
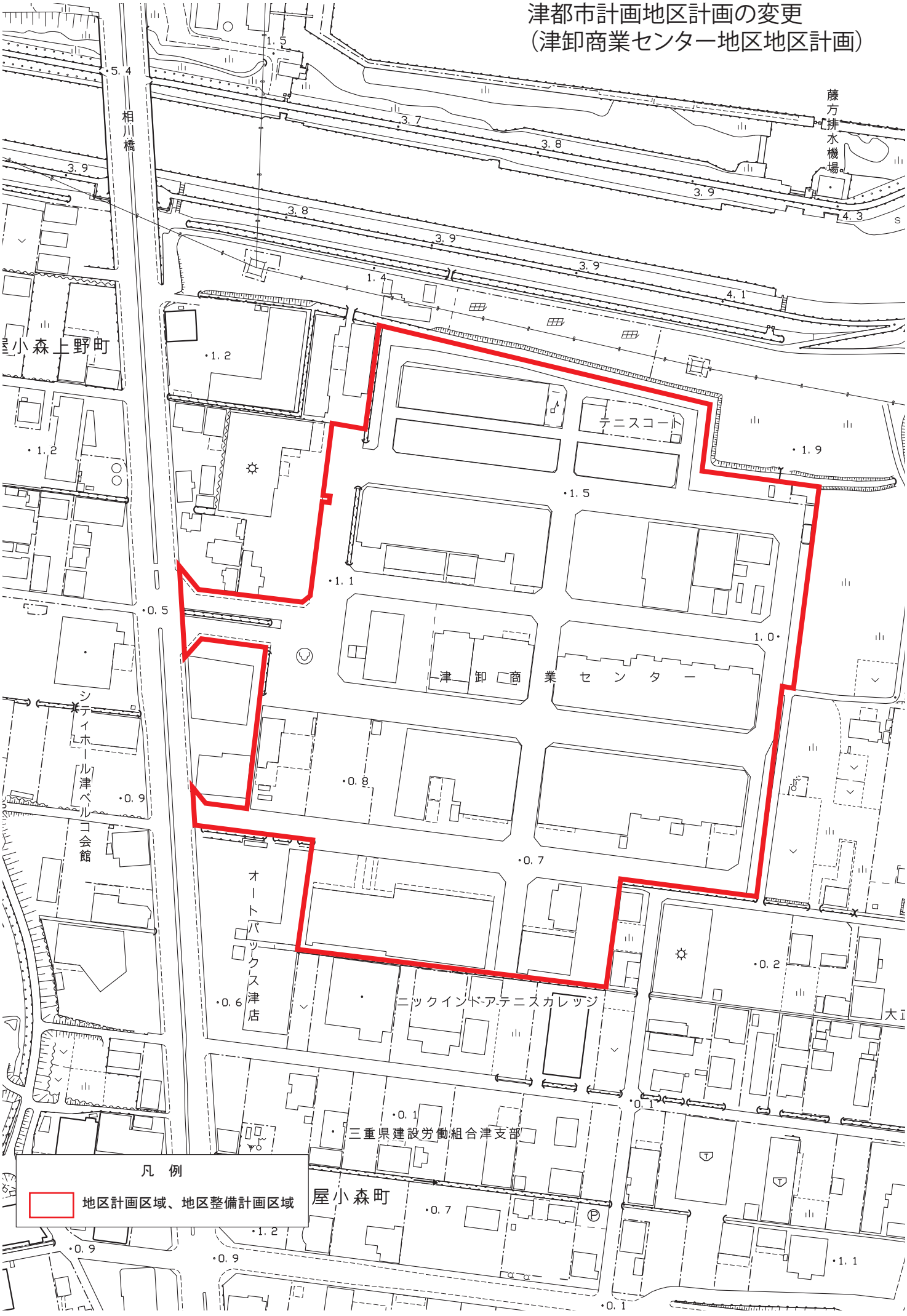
津都市計画地区計画の変更
（津卸商業センター地区地区計画）